

令和4年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 教育警察分科会

I 議案補充説明

<予算関係>

議案第81号 「令和4年度三重県一般会計補正予算（第2号）」
（教育委員会関係）…………… 1

<条例関係>

議案第89号 「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」
（教育委員会関係）…………… 2

議案第94号 「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」
…………… 3

議案第95号 「公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案」
…………… 4

令和4年6月21日
教育委員会

I 議案補充説明

議案第81号

令和4年度三重県一般会計補正予算(第2号)【教育委員会関係】

債務負担行為

【変更】

	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限度額 (千円)	期 間	限度額 (千円)
1	盲学校、聾学校及び 城山特別支援学校統 合寄宿舍建築工事に 係る契約	令和5年度	612,000	令和5年度	792,000

I 議案補充説明

議案第 89 号

「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」(教育委員会関係)

1 改正理由

教育職員免許法の一部改正による教員免許更新制の廃止に伴い、教育職員の普通免許状等の有効期間更新手数料の規定を削除する等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- ・ 教育職員の普通免許状等の有効期間更新手数料等の規定を削除します。
- ・ 教育職員免許法の項番号の繰り上がり等に伴い、所要の改正を行います。

3 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日から施行します。

(教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行日)

(参考) 教員免許更新制の廃止について

教員免許更新制は、免許状の有効期間を 10 年とし、更新講習の受講により有効期間を更新する制度です。

令和 4 年 7 月 1 日から、教育職員免許法の改正に伴い免許更新制が廃止されます。

I 議案補充説明

議案第94号

「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える公立学校職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずるものです。

2 改正内容

- (1) 60歳を超える公立学校職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準とします。
- (2) その他規定を整備します。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

【参考】60歳超の職員の給与

- ・60歳に達した日後最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、その者に適用される給料表の級号給に応じた額の7割を支給します。
- ・役職定年の場合は、降任等をされる前の給料月額を7割となるよう差額を支給します。
- ・給料月額の水準と関連する手当（地域手当、期末勤勉手当等）も7割に相当する額を支給します。

I 議案補充説明

議案第95号

「公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案」

1 改正理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える公立学校職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるものです。

2 改正内容

- (1) 60歳に達した日以後定年前に退職する公立学校職員の退職手当は、当分の間、定年退職と同様に算定します。
- (2) その他規定を整備します。

3 施行期日

令和5年4月1日（一部公布の日、令和4年7月1日および同年10月1日）から施行します。

【参考】60歳超の職員の退職手当

- ・60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職と同様に算定します。
- ・退職手当の算定にあたっては、現行の定年（60歳）の年度までの期間にかかる手当額を計算し、その時点で退職手当支給率の上限である勤続年数が35年に達していない職員については、60歳を超える期間分についても計算を行います。